

# 福島医学会表彰規程

(平成15年6月30日制定)

(目的)

第1条 この規程は、福島医学会会則第4条第3項の規定に基づき、福島医学会（以下「本会」という。）が行う表彰に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、次の三種類について行う。

- 一 福島医学会賞
- 二 福島医学会学術奨励賞
- 三 福島医学会特別賞

(表彰の趣旨)

第3条 表彰の趣旨は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 福島医学会賞（以下「医学会賞」という。）は、一貫性をもち、かつ、医学医療の発展に多大な寄与をする傑出した医学研究を行っている個人又はその研究に等しく貢献している複数人を褒賞し更なる発展を期待して表彰する。
- 二 福島医学会学術奨励賞（以下「奨励賞」という。）は、一貫性をもち、かつ、医学の進歩に寄与する顕著な研究を行っている比較的研究歴の浅い研究者を褒賞し将来の発展を期待奨励して表彰する。
- 三 福島医学会特別賞（以下「特別賞」という。）は、医療の実践や医学教育又は社会活動を通して、医学医療の向上に多大な寄与を行った個人又はグループや団体を褒賞して表彰する。

(表彰の方法)

第4条 表彰の方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 医学会賞 毎年1件とし、表彰状及び副賞として賞金とメダルを授与する。  
ただし、メダルについては受賞者が複数人のときは各人に授与する。
- 二 奨励賞 毎年3名以内とし、表彰状及び副賞として3名につき賞金とメダルを授与する。
- 三 特別賞 毎年1件とし、表彰状及び副賞として賞金とメダルを授与する。

2 表彰は、毎年1月に行う。

(受賞者の要件)

第5条 受賞者の要件は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 医学会賞
  - ア 会員歴2年以上の本会一般会員（以下「会員」という。）（役員及び評議員（以下「役員等」という。）である会員を含む）であること。
  - イ 主たる研究は、会員が福島県立医科大学又は県内における施設で行ったものであること。
- 二 奨励賞
  - ア 会員歴2年以上の会員（役員等である会員を除く。）であること。
  - イ 主たる研究を行った施設は、県内、県外及び国外を問わない。ただし、県外及び国外の施設で主たる研究を行った受賞者は1名以内とする。

- 三 特別賞      ア 会員（役員等である会員を含む。）であること、又は会員（役員等である会員及び名誉会員を含む。）が主導的立場にあるグループや団体であること。
- ただし役員等3名以上の推薦があった場合には、そのグループや団体に会員が入っていないくとも対象とする。
- また、医療の実践・社会活動等は県内外を問わないものとする。

（受賞者の義務）

第6条 受賞者は、本会が主催する学術研究集会で受賞記念講演を行うとともに、原則として本会の発行する機関誌に総説論文等を寄稿するものとする。

（表彰に係る経費）

第7条 削除

（受賞者の選考等）

第8条 受賞者の選考等については、別に定める「福島医学会表彰規程実施細則」の定めるところによる。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰に関して必要な事項は、幹事会に諮って会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年6月30日から施行する。
- 2 福島医学会学術奨励賞規程（平成元年6月23日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

# 福島医学会表彰規程実施細則

(平成15年6月30日制定)

(目的)

第1条 この細則は、福島医学会表彰規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、受賞者の選考等について必要な事項を定めることを目的とする。

(候補者の推薦)

第2条 会長は、毎年度7月末日までに規程第2条に規定する福島医学会賞（以下「医学会賞」という。）、福島医学会学術奨励賞（以下「奨励賞」という。）及び福島医学会特別賞（以下「特別賞」という。）の候補者の推薦を役員（会長を除く。）及び評議員（以下「役員等」という。）に求めるものとする。

2 役員等が候補者を推薦しようとするときは、福島医学会表彰候補者推薦書（第1号様式）（以下「推薦書」という。）に関係書類を添えて8月末日までに会長に提出するものとする。

3 前項に定める関係書類は、次のとおりとする。

(1) 推薦理由書（第2号様式）

(2) 研究等業績論文

ア 医学会賞にあつては (ア) 提出する研究等業績論文（以下「論文」という。）の数は、査読付き原著論文を5編以内とし、総説を1編含めてもよいものとする。

ただし、福島県立医科大学又は県内における施設（以下「医大等の施設」という。）以外で行っていた研究を引き続き医大等の施設で行った研究の論文は、1編までとする。

(イ) 論文は、英文で書かれたものであることが望ましいが、分野によっては、和文で書かれたものであってもかまわないものとする。

(ウ) 論文は、既に出版されたもの又は受理され印刷中のものとし、印刷中の論文は掲載の決定が確認できる書類を添付すること。

なお、論文5編以内の中で、直近のものは推薦の時から概ね2年以内に出版されたものであること。

(エ) 候補者が複数人であるときは、各人が等しく研究に貢献したことを説明できる一文を付すること。

イ 奨励賞にあつては (ア) 提出論文の数は、候補者が筆頭著者となっている査読付き原著論文を3編以内とする。

(イ) 論文は、英文で書かれたものであることが望ましいが分野によっては、和文で書かれたものであってもかまわないものとする。

(ウ) 論文は、推薦のときから概ね5年以内に既に出版されたもの又は受理され印刷中のものとし、印刷中の論文は掲載の決定が確認できる書類を添付すること。

- ウ 特別賞にあつては
- (ア) 提出論文の数は1編とする。  
ただし、規程第3条の趣旨を満たす具体的な実践の活動内容を客観的に検証できるものであること。
  - (イ) (ア)の論文に代えて(ア)の要件を満たす学会発表、報告書又はその他の関係書類であってもかまわないものとする。

### (3) 履歴書 (第3号様式)

#### (重複受賞等の制限)

- 第3条 医学会賞を受賞した者は、奨励賞の受賞候補者となることはできないものとする。
- 2 同一人が同時に医学会賞と奨励賞の受賞候補者となることはできないものとする。
  - 3 同一の論文で同時に医学会賞と奨励賞の審査対象となるような推薦はできないものとする。
  - 4 過去において奨励賞の受賞対象となった論文については、一編に限り、同一人又は共著者が医学会賞の受賞候補となる論文として使用することができる。
  - 5 過去において医学会賞の受賞対象となった論文については、一編に限り、奨励賞の受賞候補となる論文として使用することができる。

#### (選考委員会の設置)

- 第4条 会長は、前条に定める推薦書の提出があつた場合は、受賞候補者を選考するため福島医学会表彰受賞候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

#### (選考委員等の選任)

- 第5条 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、福島医学会評議員（以下「評議員」という。）の中から7名を選任し、会長がこれを委嘱する。
- 2 選考委員が候補者を推薦した場合及び論文の共著者となった場合は、その時点から翌年度7月末日まで当該委員の資格を失うものとする。
  - 3 選考委員が、前項その他の理由により欠員となった場合においては、評議員があらかじめ選任した補充委員（以下「補充委員」という。）の中から会長が指名する者をもって、選考委員に充てる。
  - 4 前項の委嘱期間は、翌年度の7月末日までとする。
  - 5 補充委員は、選考委員の選任に併せ評議員の中から7名を選任するものとする。

#### (選考委員会の組織等)

- 第6条 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、選考委員の互選により選任する。

#### (選考委員会の招集等)

- 第7条 選考委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

#### (選考委員会の職務)

- 第8条 選考委員会は、会長の諮問により医学会賞及び奨励賞の受賞候補者の選考を行う。

(選考委員の任期)

第9条 選考委員の任期は、翌々年度の7月末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(受賞者の決定)

第10条 委員長は、10月末日までに医学会賞及び奨励賞の受賞候補者を決定し選考の経過を付して会長に答申するものとする。

2 会長は、前項の答申結果を幹事会に付議し、医学会賞及び奨励賞の受賞者を決定する。

(特別賞受賞者の選考)

第11条 会長は、第2条に定める特別賞の候補者の推薦書の提出があった場合は、受賞者を選考するため福島医学会幹事会を開催する。

2 前項の幹事会には、候補者を推薦した副会長及び幹事は出席することができないものとする。

3 第1項の幹事会は、会長が招集し、その議長となる。

4 会長に事故あるときは、副会長が会長の職務を代理する。

(特別賞受賞者の決定)

第12条 会長は、前条に定める幹事会の議を経て、特別賞の受賞者を決定する。

(受賞者決定の通知)

第13条 会長は、第9条及び前条により受賞者を決定したときは、候補者を推薦した役員等及び受賞者に通知するものとする。

(受賞記念講演)

第14条 受賞者は、規程第6条に定める受賞記念講演を毎年1月に行う表彰日当日に行うものとする。

附 則

1 この細則は、平成15年6月30日から施行する。

2 福島医学会学術奨励賞細則（平成元年10月4日制定）は廃止する。

附 則

この細則は、平成22年5月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年11月26日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

(様式は省略)